

香川大学教育学部附属高松中学校  
部活動後援会会則

第1条（名称）

この会は、香川大学教育学部附属高松中学校（以下「中学校」という。）部活動後援会という。

第2条（所在地）

この会は、中学校内に置く。

第3条（目的）

この会は、中学校の部活動を援助することを目的とする。

第4条（会員）

この会は、中学校生徒の保護者をもつて組織する。会員については、前項以外の者で本会の趣旨に賛同するものを賛助会員とする。

第5条（役員）

この会に、次の役員を置く。

- 1 会長
- 2 副会長
- 3 書記
- 4 会計
- 5 監事
- 6 評議員

第6条（役員を選任）

- 1 会長は保護者会会長をもつて充てる。
- 2 前条第2号から第6号までの役員は会長が会員の中から委嘱し、総会の承認を得るものとする。
- 3 前条第2号から第6号までの役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第7条（役員の職務）

- 1 会長はこの会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、会計を監査する。
- 4 評議員は評議員会を組織し、運営に関する重要事項を審議する。

第8条（総会）

総会は毎年1回会長が招集する。ただし会長が必要と認めたときは臨時に総会を開くことができる。

第9条（評議員会）

評議員会は必要に応じて会長が招集し、予算・事業等の重要事項について審議する。

第10条（経費）

この会の経費は、会費及びその他の収入をもつて充てる。

第11条（会費）

この会の会員は、会費として、毎月別に定める金額を納入するものとする。

第12条（会計年度）

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月末日に終わる。

第13条（会員の個人情報の取り扱いについて）

この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第14条（会則変更）

この会則を変更するには総会の議を経なければならない。

附 則 この会則は、昭和46年4月1日から効力を生ずる。

昭和54年4月 1日一部改正  
平成 2年4月 1日一部改正  
平成12年4月17日一部改正

平成25年4月22日一部改正  
平成30年4月19日一部改正  
令和 5年4月21日一部改正